

■大阪府福祉のまちづくり条例の改正（R3. 10. 1施行）

<内容>

500㎡未満の建築物（条例対象小規模特別特定建築物）に係るバリアフリー基準の改正

○ エレベーター設置以外の基準

⇒ 政令が基準緩和 ⇒ 委任条例で上乗せ・復元 ⇒ 変更なし

○ エレベーター設置に係る基準

【改正前】

- ・階と階との間の上下の移動（「1層移動」）の部分に関しては500㎡未満の建築物は条例適用対象外（条例別表参照）

政令では、1層移動はエレベーター設置義務なし
 条例（本文）では、1層移動もエレベーター設置義務あり

【改正後（別図参照）】

・道等～各利用居室

500㎡未満の建築物 → 1層移動は設置義務なし
 2層以上移動は設置義務あり

500㎡以上の建築物 → 1層以上移動に設置義務あり

・車椅子使用者便房（又は車椅子使用者駐車場）～利用居室

全ての建築物 → 車椅子使用者便房（又は駐車場）と利用居室との位置関係及び移動円滑化ルートが1以上確保されているかで設置義務の有無が決まる。

■大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂作業

<背景>

○ 国の「建築設計標準」が改正（R3. 10. 1施行）

- ・小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

<対応>

○ これを受け、大阪府福祉のまちづくり審議会の意見を聴きながら、ガイドライン（現行 GL は令和2年3月版）の改訂作業中

○ 令和5年3月改訂予定

<改訂のポイント>

○ 国「建築設計標準」改正内容の反映

○ 府独自視点の盛り込み

■その他

令和 2 年 1 2 月 4 日
住宅局 建築指導課

小規模建築物に対応した建築物バリアフリー基準を整備します
～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令」を閣議決定～

地方公共団体がより柔軟に条例による規模引き下げを行うことができるよう、特に小規模となる 500 ㎡未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）に見直す「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、特別特定建築物の政令で定める規模（2000 ㎡）以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、政令で定める建築物バリアフリー基準に適合させなければならないとされています。加えて、同条第 3 項の規定により、地方公共団体は、条例で適合義務の対象規模を引き下げ、又は建築物バリアフリー基準に必要な事項を付加することができます。

現行の建築物バリアフリー基準は 2000 ㎡以上の大規模の建築物を想定して定めているため、小規模の建築物に当てはめた場合に建築主等にとって過度に負担の生じるものとなる場合も考えられ、条例制定が進まない一因となっています。このため、地方公共団体がより柔軟に条例による規模引下げを行うことができるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）条例対象小規模特別特定建築物についての建築物バリアフリー基準（新設）

法第 14 条第 3 項の規定により地方公共団体が条例で適合義務の対象となる建築の規模を 500 ㎡未満で定めた場合における 500 ㎡未満の特別特定建築物について、政令においては、

- ・道等から高齢者、障害者等が利用する居室までの経路のうち一以上を移動等円滑化経路とし、当該経路を構成する出入口、廊下、傾斜路、エレベーター、敷地内通路等をバリアフリー化すること
 - ・移動等円滑化経路を構成する廊下等、傾斜路及び敷地内通路の幅を 90 cm 以上とすること
 - ・バリアフリー化の措置が取られたエレベーター等にはその旨の標識を設けること
- 等を定めます。

※これら以外の基準については、地方公共団体が規模等を勘案して条例で設定することができます。

（2）その他

その他所要の改正を行います。

3. スケジュール

閣議決定	令和2年12月4日(金)
公布	令和2年12月9日(水)
施行	令和3年10月1日(金)

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田

代表：03-5253-8111 (内線：39515、39538)

直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630

大阪府条例第二十八号

大阪府福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第四十条（略） 一―一九（略） 十 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第十号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。） 十一―十四（略） 2（略） （現況調査） 第四十一条（略） 一―十七（略） 十八 法第二条第五号に規定する旅客施設 十九―二十三（略）	第四十条（略） 一―一九（略） 十 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するもの、法第二条第九号に規定する特定道路及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十二条第一項又は第二項の規定による協議において高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるかどうかの確認が行われるものと知事が認めるものを除く。） 十一―十四（略） 2（略） （現況調査） 第四十一条（略） 一―十七（略） 十八 法第二条第五号に規定する旅客施設 十九―二十三（略）

第二条 大阪府福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（建築物移動等円滑化基準に付加する事項） 第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項（条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十九条まで（第二十四条第四項及び第二十八条第二項を除く。）に定めるところによる。 2 条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第二十三条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する令第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条及び第二十一条に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条（第二項及び第五項を除く。）、第二十二條、第二十三條、第二十四条第一項第一号（トを除く。）及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。	（建築物移動等円滑化基準に付加する事項） 第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、次条から第二十九条までに定めるところによる。

(移動等円滑化経路)

第二十四条 (略)

2 建築物(条例対象小規模特別特定建築物を除く。)に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

4 3 (略)

4 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十五条第一項(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、令第十八条(第二項第五号を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第二十八条 (略)

2 条例対象小規模特別特定建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。)については、令第二十五条第二項の規定にかかわらず、令第十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「第十一条から前条まで」とあるのは、「第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十八条(第二項第五号を除く。)及び第十九条から前条まで」と読み替えるものとする。

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え)

第二十九条 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七条、第十八条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに前条第一項第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表 (第十二条関係)

項	区 分	規 模
一	学校	全そ
	病院又は診療所	
	集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)又は公会堂	
	保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
	車両の停車場又は船舶若しくは	

(移動等円滑化経路)

第二十四条 (略)

2 建築物(別表一の項及び二の項に掲げる特別特定建築物にあつては、床面積の合計が五百平方メートル未満のものを除く。)に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路(当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。)のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

3 (略)

(増築等に関する適用範囲)

第二十八条 (略)

(特別特定建築物に追加した特定建築物に関する読替え)

第二十九条 第十一条各号に掲げる特定建築物についての第十七条、第十八条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに前条第三号及び第五号の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

別表 (第十二条関係)

項	区 分	規 模
一	学校	全そ 全て(令第十八条第一項各号に掲げる経路(階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。))についての同項の規定の適用については、床面積の合計五〇〇平方
	病院又は診療所	
	集会場(床面積が二百平方メートル以上の集会室があるものに限る。)又は公会堂	
	保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	博物館、美術館又は図書館	
	車両の停車場又は船舶若しくは	

備考	(略)	二	は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公衆便所	は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公衆便所	方メートル)
			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		床面積の合計
			飲食店		飲食店		二〇〇平方メートル(令第
			理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 二〇〇平方メートル	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		十八条第一項
			自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)		自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)		各号に掲げる
経路(階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。)							
についての同							
項の規定の適用について							
は、五〇〇平方メートル)							
(略)							

備考	(略)	二	は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公衆便所	は航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公衆便所	方メートル)
			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		床面積の合計
			飲食店		飲食店		二〇〇平方メートル(令第
			理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 二〇〇平方メートル	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		十八条第一項
			自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)		自動車修理工場(不特定かつ多数の者が利用するものに限る。)		各号に掲げる
経路(階と階との間の上下の移動に係る部分に限る。)							
についての同							
項の規定の適用について							
は、五〇〇平方メートル)							
(略)							

附 則

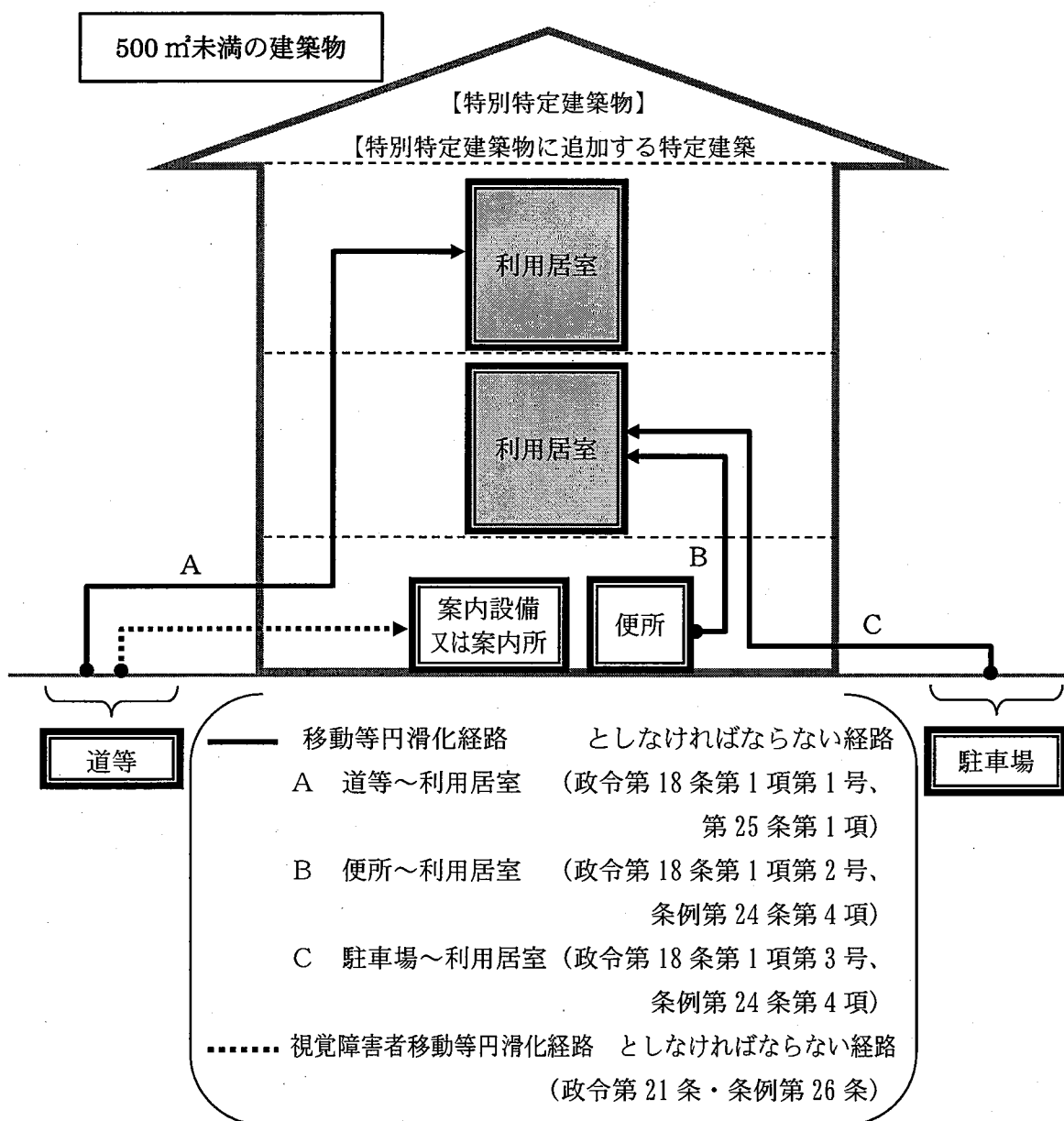
(施行期日)

- この条例は、令和三年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に工事中の改正前の大阪府福祉のまちづくり条例別表一の項及び二の項の中欄に掲げる特別特定建築物の建築（建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。）又は修繕若しくは模様替については、改正後の大阪府福祉のまちづくり条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【図 2：移動等円滑化経路・視覚障害者移動等円滑化経路のイメージ】

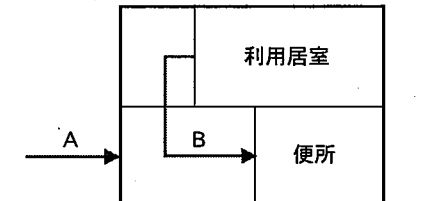


【図3：500㎡未満かつ上下の移動が1層の場合の移動等円滑化経路のイメージ】

——— 移動等円滑化経路としなければならない経路

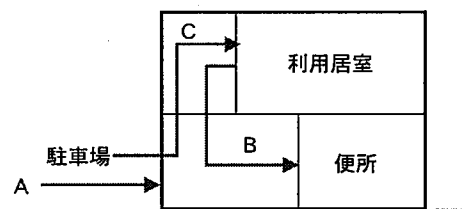
- A 道等～各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）（政令第18条第1号）
- B 便所～利用居室（第18条第2号）
- C 駐車場～利用居室（第18条第3号）

1. 利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合 エレベーター等の設置 必要



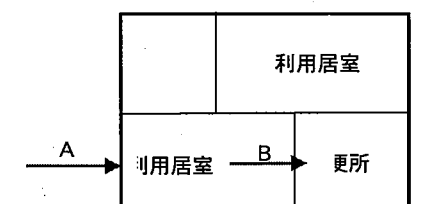
2. 利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合

エレベーター等の設置 必要



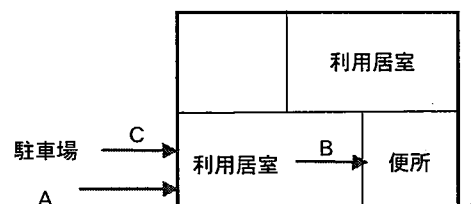
3. 利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合 エレベーター等の設置 任意

※同用途の場合

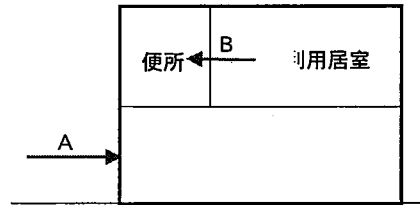


4. 利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合

エレベーター等の設置 任意 ※同用途の場合



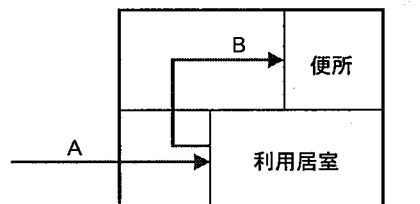
5. 利用居室と車椅子使用者用便房が2階にある場合 エレベーター等の設置 任意



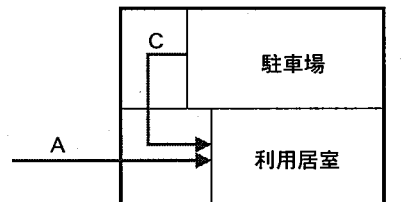
6. 利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合 エレベーター等の設置 任意



7. 利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合 エレベーター等の設置 必要



8. 利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合 エレベーター等の設置 必要



- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
- ① 入口の段差解消・扉幅の確保、② 可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)
- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
【対象:全ての建築物】 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
【対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物】
 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正
 ● 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
 高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実
 ● 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)
 車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象))

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行

(なし)

改正

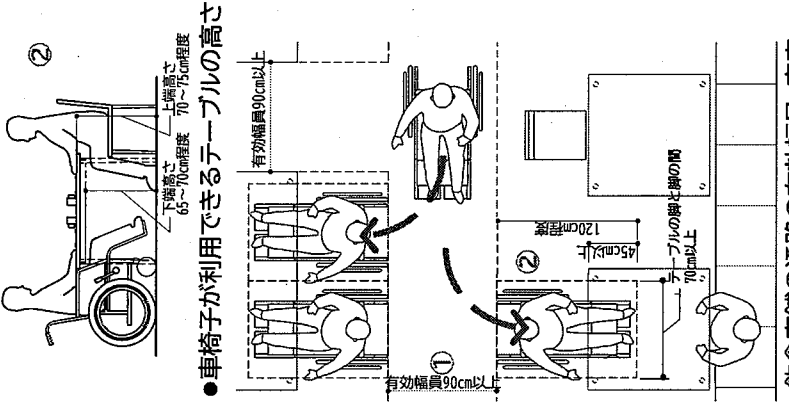
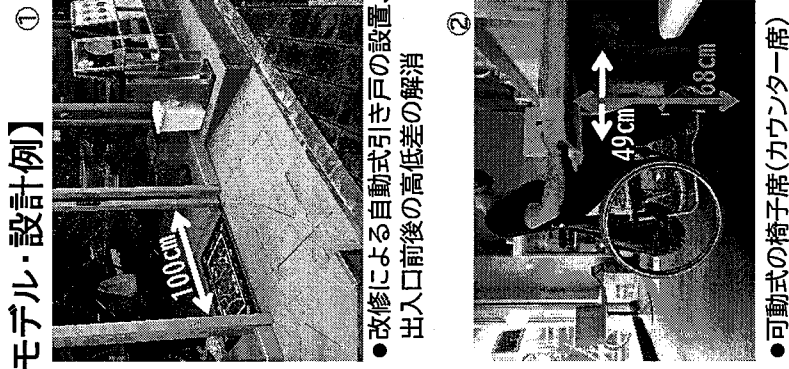
【出入口・店舗内部の通路の確保等】

- ① 出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・ 店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・ 通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】

- ② 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・ また、可動式のテーブルや落ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

【モデル・設計例】



【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】



● 車椅子可搬型スロープ



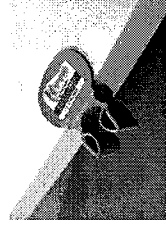
● 貸出し用の車椅子



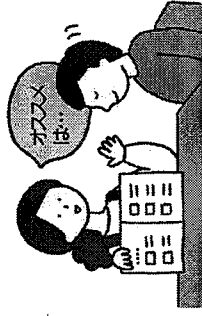
● 筆談器を活用した会計・対話



● 点字・墨字併記のメニュー



● 杖を立てかけるホルダー

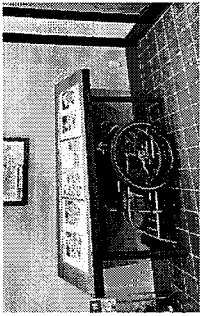


● スタッフ研修(メニュー等の読み上げ等)

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります
■ 高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）等の利用



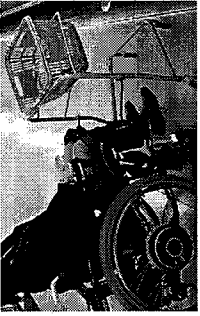
車椅子用可搬型スロープ



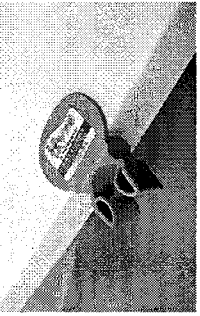
貸出し用の車椅子



低いボタン位置の券売機



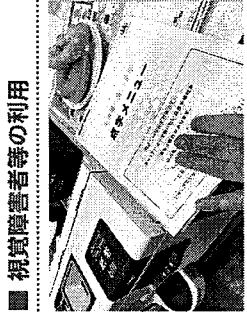
車椅子に連結する買い物カート



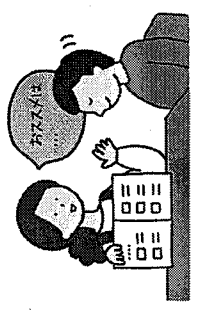
杖を立てかけるホルダー



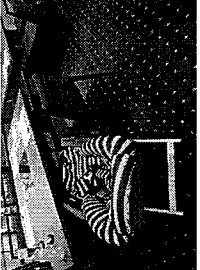
低いボタン位置の自動販売機



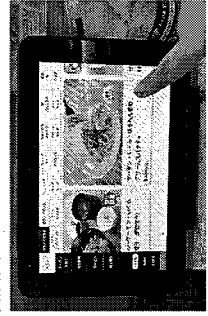
視覚障害者等の利用



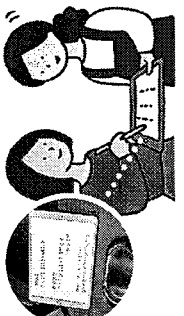
点字・墨字併記のメニュー



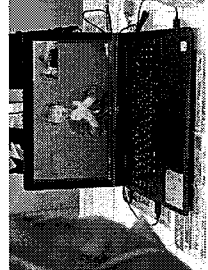
貸出し用の乳児用ベッド



聴覚障害者等の利用



タブレットを活用したメニュー等



手話サポートテレビ電話

障害者への合理的配慮の提供

障害者差別解消法では、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

＜より詳しいガイドラインについて＞

詳細版の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月」は、以下のURLで公表しています。

（オプザバー：内閣官房、総務省、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

＜お問い合わせ＞

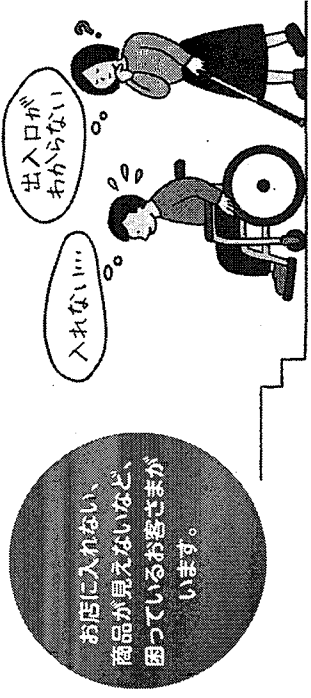
国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL：03-5253-8111（代表）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html



ついでに、お店でも利用しやすい

お年寄り、車椅子を使用する方、目や耳の不自由な方、妊娠婦や子ども連れの方など、様々なお客さまが利用できるよう、事業者・従業員のみなさまは、ハードとソフトの両面から店舗のバリアフリー化に取り組みみましょう。



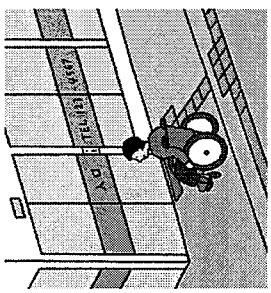
お店に入れない、商品が見えないなど、困っているお客さまがいます。

全ての店舗に共通する新築や改修の主な3つのポイント

計画・設計・施工

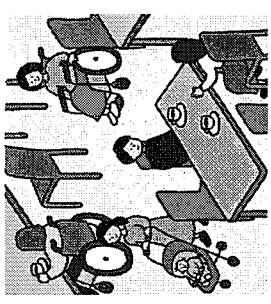
1 出入口

- 前後に高低差なし
- 十分な幅を確保（有効幅80cm以上）



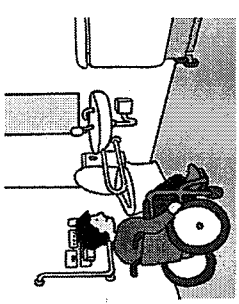
2 可動席・通路

- 車椅子使用者が利用できる可動席を確保
- 十分な通路幅を確保



3 車椅子使用者用トイレ

- 車椅子使用者やオストメイト等の方が、円滑に使えるトイレの設置



運用・管理

店舗をより利用しやすくするソフト面の工夫をしましょう

4 接遇・コミュニケーションの充実 | 5 バリアフリー情報の提供

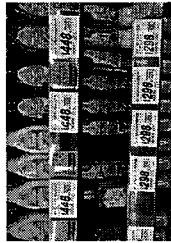


令和3年3月

物販店舗のイメージ

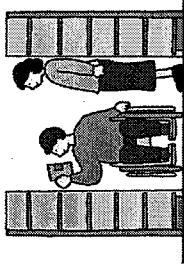
商品名や値札等の表示

- ・文字と背景色とのコントラストを確保
- ・大きく分かりやすい文字を表示
- ・車椅子使用者も見やすい高さに配臆



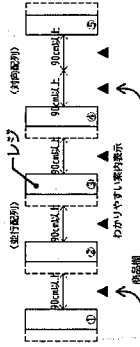
店舗内の通路・商品棚

- ・通路の有効幅：120cm以上
(片側商品棚の場合は90cm以上)
- ・床に段差を設けない
- ・通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保
- ・車椅子使用者が選りやすく手に取りやすい高さ・奥行きの商品棚



会計・レジ

- ・利用者から金額表示が見えるレジの設置
- ・複数のレジカウンターの場合には、車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保



出入口

- ・有効幅：80cm以上
- ・自動式ガラス引き戸等
- ・戸の前後に高低差なし
(改修の場合は段差解消)

ATM

- ・車椅子使用者への配慮(身体を引き寄せるためのすりやグリップの設置※1や操作のしやすさ等に配慮)
- ・視覚障害者等への配慮(操作部分への点字併記、音声案内が可能なハンドセットの設置※2)



車椅子使用者用駐車施設

- ・幅：350cm以上
- ・出入口からできるだけ近い位置に設置
- ・見やすい位置に駐車施設の標識設置



車椅子使用者用トイレ

- 出入口
- ・有効幅：80cm以上
- ・自動又は手動式引き戸等
- 広さ等
- ・原則として、内法寸法200cm以上×200cm以上、かつ径150cmの円が内接できるスペース
- 手すり、案内表示等の設置



障害のある人がオストメイト用便器を設備



男女共用の手洗い

乳幼児用設備を有するトイレ

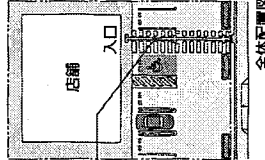
- ・乳幼児用椅子、乳幼児おむつ交換台等を設置
(車椅子使用者用トイレ以外の場所に設置)
- ・案内表示の設置



男女共用の手洗い ベビーチェア

敷地内の通路

- ・道から出入口やインターホンまで視覚障害者誘導用ブロッック等を連続して敷設
- ・有効幅：120cm以上
- ・段差なし



全体配置図

A schematic diagram of a three-phase motor. It shows a rectangular motor housing with a circular end view. Inside, there are three windings connected in a star configuration. A capacitor is connected to one of the windings. The motor is shown with three input lines on the left.

- ・オストメイト(人口肛門などを使う人) 対応の設備の設置
- ・出入口に案内表示の設置

- ・乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等の設置(車椅子使用者用トイレ以外の場所に設置)
- ・案内表示の設置



おむつ交換台

- ・車椅子のまま食事ができる可動式の椅子席を設置
- ローカウンター・テーブル
 - ・下端の高さ: 65～70cm程度
 - ・上端の高さ: 70～75cm程度
 - 下部の興行き: 45cm以上



ローカウンター席



デーブル席

幅:350cm以上
出入口からできるだけ
近い位置に設置
見やすい位置に駐車
施設の標識設置



- ・幅:350cm以上
- ・出入口からできるだ
け近い位置に設置
- ・見やすい位置に駐車
施設の標識設置

○出入口

- ・有効幅:80cm以上
- ・自動又は手動引き戸等
- 広さ等
- ・原則として、内法寸法200cm以上×200cm以上、かつ径150cmの円が内接できるスペース
- 手すり、案内表示等の設置



障害のある人が 介助用ベッド
使える設備



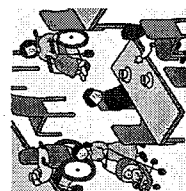
男女共用
お洗濯に

■ 出入口

- 有効幅:80cm以上
- 自動式ガラス引き戸等
- 戸の前後に高低差なし

● 店舗内の通路

- ・有効幅:90cm以上
- ・床に段差を設けない
- ・濡れても滑りにくい仕上げ
- ・通路の端部やレジ前等に車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保



●個室又は可動式の
間切りを設けた席

- ・落ち着いて食事を行うことや
子ども連れの食事等の多様な
ニーズへの対応

敷地内の通路

- ・道から出入口やインターホンまで視覚障害者誘導用ブロック等を連続して敷設
- ・有効幅：120cm以上
- ・段差なし

■ 出入口

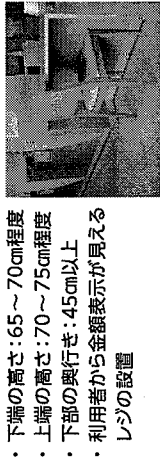
- 有効幅:80cm以上
自動式ガラス引き戸等
戸の前後に高低差なし
(改修の場合は段差解消)

● 414 ●

- ・利用者から金額表示が見えるレジの設置
備品の常備(筆談器等)

サービス店舗 のイメージ

● ローカウンター(受付)・記載台



- ・下端の高さ: 65～70cm程度
- ・上端の高さ: 70～75cm程度
- ・下部の奥行き: 45cm以上
- ・利用者から金額表示が見えるレジの設置

● 店舗内の通路

- ・有効幅: 90cm以上
- ・床に段差を設けない
- ・通路の端部やカウンターの前に車椅子使用者が転回できるスペースを確保

● 呼出し番号等の電光表示板



- ・呼出しを行うカウンターのには、音声による呼出しと電光表示板等を設置

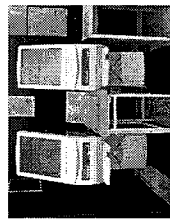
● ATM

- ・車椅子使用者への配慮(身体を引き寄せるための手すりやグリップの設置※1や操作のしやすさ等に配慮)
- ・視覚障害者等への配慮(操作部分への点字併記、音声案内が可能なハンドセットの設置※2)



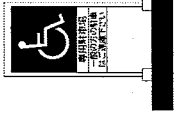
● 発券機

- ・車椅子使用者が使いやすい高さの発券機(番号札)



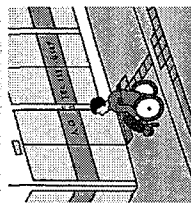
■ 車椅子使用者用駐車施設

- ・幅: 350cm以上
- ・出入口からできるだけ近い位置に設置
- ・見やすい位置に駐車施設の標識設置



■ 出入口

- ・有効幅: 80cm以上
- ・自動式ガラス引き戸等
- ・戸の前後に高低差なし(改修の場合は段差解消)



■ 敷地内の通路

- ・道から出入口やインターホンまで視覚障害者誘導用ブロック等を連続して敷設
- ・有効幅: 120cm以上
- ・段差なし

● 乳幼児用設備を有するトイレ

- ・乳幼児用椅子、乳幼児おむつ交換台等を設置(車椅子使用者用トイレ以外の場所に設置)
- ・案内表示の設置



男女共用の手洗い ペピーチェア

● 車椅子使用者用トイレ

- 出入口
- ・有効幅: 80cm以上
- ・自動又は手動引き戸等
- 広さ等
- ・原則として、内法寸法 200cm以上×200cm以上、かつ径 150cmの円が内接できるスペース
- 手すり、案内表示等の設置



障害のある人がオストメイト用便器の設備



男女共用の手洗い

● 授乳スペース

- ・授乳用の椅子や乳幼児用おむつ交換台等を設置
- ・案内表示の設置



ベビーケアルーム

● 待合スペース

- ・可動式の待合椅子を配置
- ・車椅子使用者や乳幼児連れ(ベビーカー利用等)に配慮した待合スペース



◎ 第20回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（令和3年10月26日開催）までの大阪府の考え方

- 検討スケジュールの期限をどこに設定するか
→ 国の改正が令和3年3月なので、1年遅れの令和4年3月と目標設定
- コロナ禍のなか、商店街の中小店舗を対象に現地検証を行うことは厳しいと判断
- 現地検証にあたっては、当審議会委員から紹介いただき、対象箇所を決定
イオンモール大阪ドームシティ、J A北河内二島支店

◎ 第20回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（令和3年10月26日開催）、第11回大阪府福祉のまちづくり審議会（令和3年12月14日開催）の意見から抜粋
＜調査の方法や当事者意見の反映について＞

- イオン等の調査結果を根拠としているが、調査が優良店に限られており、回数も少ない。
- 生活に密着する施設だけに、多くの障がい者団体に参加して頂いて、業種や規模等を踏まえた調査をきめ細かくして頂きたい。
- 金融機関については、ゆうちょ銀行やその他銀行も調査するのが望ましいのではないか。
- また、車いす使用者以外の、できるだけ多くの障がい当事者の意見を反映できるようにして頂きたい。



◎ 第11回大阪府福祉のまちづくり審議会（令和3年12月14日開催）において、検討スケジュール変更承認

- ご指摘を踏まえ、現地検証の回数を増やし、多くの障がい者団体に参加して頂けるよう、生活に密着する施設への現地検証を行う。
- 金融機関については、ゆうちょ銀行やその他の銀行についても行う
- 検討スケジュールについて、令和5年3月とする。

現地検証の対象について

- ◎ 建築設計標準の考え方に基づき、サンプルとなる業種を抽出のうえ、事務局から、府担当部局等を通じて、当該業種の団体に対し、協力いただける具体店舗の紹介を依頼。
- ◎ 現在までの現地検証の調整状況は、別表のとおり。
審議会、部会の御意見をふまえ、可能な限り、現地検証ニーズに応えるよう調整しており、この案で対応したい。
- ◎ なお、他に、審議会委員から、協力店舗をご紹介いただける場合は、追加の対応をとらせていただく。

小規模店舗にかかる現地検証候補

用途	業種	検証実施済み店舗	今後検証予定店舗
物販 店舗	専門店 (衣料、靴、眼鏡等)	令和3年9月9日 ・JA北河内二島支店 (花屋)	・衣料専門店 (独立店舗 (商店街内))
	生活日用品販売店 (コンビニ、百貨、薬局等)	令和3年7月27日 ・生活日用品販売店	・ファミリーマート八尾恩智北町店 (独立店舗)
	その他 (量販店、書店、HC等)	令和3年7月27日 ・書店	
	テーブル型 (ファミレス、居酒屋等)		
飲食 店舗	カウンター型 (回転寿司等)		・大起水産 (店舗検討中)
	セルフサービス型 (ファーストフード店等)	令和3年7月27日 ・ファーストフード店	
	手続き型 (銀行、郵便局等)	令和3年7月27日 ・イオン銀行 令和3年9月9日 ・JA北河内二島支店 (銀行)	・りそな銀行大手支店 (大阪府庁本館内)
サービス 店舗	持込み型 (クリーニング店等)		・クリーニング店 (独立店舗)
	対人直接型 (理・美容店等)		・理容店 (独立店舗) ・美容店 (マンション1階)

○現地検証の進め方について

- ・参加者：当事者審議会委員の方
- ・人数：各団体1名
(小規模施設であり混雑を避けるため人数を絞らせていただきます)
- ・現地検証時間：1か所 30分程度
- ・検証時期：6月～7月（予定）

小規模店舗にかかる現地検証スケジュール(案)

